

第一回國會 衆議院 労働委員會議錄 第九号

昭和二十二年八月十九日(火曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 加藤 勘十君

委員 辻井民之助君 山下 榮二君

三浦寅之助君 堀田 信君

荒畑 勝三君 菊川 忠雄君

島上善五郎君 館 俊三君

土井 直作君 前田 種男君

山花 秀雄君 天野 久君

寺本 齊君 山下 春江君

栗山長次郎君 村山 勇君

河野 金昇君

出席國務大臣

國務大臣 米窪 満亮君

出席政府委員

厚生事務官 上山 顯君

本日會議に付した事件

職業安定法案(内閣提出)(第三六號)

○加藤委員長 これより會議を開きます。

前會に引き続きして、職業安定法案に對する疑義並びに御意見がありますれば、疑義なりあるいは御意見なりをお述べ願うことにいたします。

○山下(衆)委員 職業安定法ができましたことは、まことに結構なことだと思つた一人であります。その中で一つ私疑義をもっている問題があるので、この機會に伺つておきたいと思つております。

先般の局長の説明によつて、大體法案の内容もわかつたのであります。従來殊に神奈川縣、兵庫縣、大

阪府等に多かつた勞務供給事業のことについて伺つてみたいと思つておるのではありません。今ここにもつた印刷物のなかにも、それらの統計も出ています。やうであります。非常に勞務供給事業といふのが多數に上つておるのであります。殊に競争中の仕事の多いときには、この勞務供給事業が一番繁榮いたしておつたと思つておるのであります。職業安定法によつてこれらが全面的に廢止されることに相なつたのであります。そうして全部あげて公共職業安定所によつてこれらが處置されることに相なるのであります。この單なる報告書を見ただけでも、今日ある公共職業安定所だけでは、これが十分賄いきれるかどうかということが私はなほ疑問だと思つております。それらに對しては何か適切なほかの方法を考へられるお考えがあるのかどうか、この點をまずさきに伺つてみたいと思つております。

○上山政府委員 勞務供給業につきましては、たゞいま御質問の中にありましたように、お手もとに資料が差上げてございまして、本年の四月末現在の調査におきまして、業者数は約二千七百、その所屬勞務者数は約七萬三千八百といふ數字に上つておるのであります。もつともこの數字は一年前あたりの數字に比へますと、大分數が減つておるのであります。當時は一年前あたりの數字を見ますと、業者の數から申しましても約三千五六百ございまして、所屬勞務者の數から申しましても

十三萬ばかりの數があるのでございまして、さういふこの勞務供給業といふことは、最近食糧事情とかいろいろな事情がございまして、數がだん／＼減つていっているやうな状況になつております。それでこの供給業者二千七百の中、休業をしておる業者も若干あるのではないかと私ども考へております。しかしとにかく相當の數を占めておりますので、この廢止につきましては若干の影響がありますことは、私どもも認めるのでございまして、しかしこの制度につきましては、勞働の民主化といふ考えからいたしまして、おもしろくない制度だといふので、實は進駐軍勞務に關します限りでは、昭和二十年の十月からすでにこの制度を廢止いたしました。その職能は勞働安定所で現に果してゐるわけでございまして、それで今度これが全面的に廢止されるわけでございますが、そういう方針は大分前から業者には通じておりましたので、なお本法施行後もごく短期間ではございしますが、経過期間もございしますので、その間にいろいろ準備ができてまいらうと思つております。

大體對策をいたしましては、この間申しましたように、今までどういふ日雇ひ關係でございましたか、なるだけ從來の供給先へ常雇として雇傭してもらふやうに指導したいと思つております。それでただいまでも勞務者の供給先としましては、工業が四一％を占めておられて、その多くの分が工場の雜役をやつておるわけでござい

ますが、こゝろいうものは工場の側からいいますと、勞務供給業者に依頼する方が便宜の點もございまして、その建前から申せば、なるだけこゝろいうものは常備化をはかりたいものだと思つておるのであります。この機會にさうしたいと思つております。

それから第二は、これは特に派出婦等につきまして組合を結成いたしました。組合の形によつて、今までの供給事業をやつておりましたやうな機能を生かしていきたくと思つております。

第三といたしましては、安定所の活動によりまして適當なところへ紹介就職させたい。殊に日雇ひ的なものにつかましては、ただいまの公共職業安定所の方へ登録いたしました。進駐軍勞務でありますとか、公共事業等へ輪流いたしたいと思つております。

それから第四といたしましては、勞務供給業者については、相當土木請負等の兼業者もございまして、その土木請負等の仕事の方へ、常備的な使用人として雇傭させるというやうなことも相當できてまいらうと思つております。そういう方法によりまして、過渡期に若干の磨擦はあるかと思つて、大體から申せば支障なくやつていけるじやないかと考へております。

○山下(衆)委員 工場の雜役のやうなものが、常備工として工場へ雇傭關係を結ぶという體制になることは、まことに好ましいことであると私も賛成するのであります。さらに今言われました土木建築業のもの、それ／＼

常備工として、親方ないしは會社にそれが正式に雇傭關係を結ぶということも、これはなか／＼理想的なことであると思つておるのであります。ただ私はさういふ場合に、從來同じやうな關係から、建築土木請負が杜絶した場合、勞働問題が起きてきはしないかというこゝろを非常に心配いたしましたのであります。さういふ方面に對するお考えは、どういふやうに考へておられるかというこゝろ、それから一つは、この法文で見ますと、四十四條に今のこの問題は「何人も、第四十五條に規定する場合を除く外、勞働者供給事業を行つてはならない」といふ規定があるのに、四十七條にまいりますと、

「勞働者供給事業に關する許可の申請手續その他勞働者供給事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める」といふことが書かれておるのであります。さうすると、何か片一方で法文で禁止しておきながら、次の條項へまいりますと、何かかげに潜んでいるやうな感じをもたざるを得ないのであります。どういふわけだかという法規があるのですか。ちよつと伺いたいと思つて

○上山政府委員 過渡期につきましては、ただいま御質問がありましたやうに、いろいろなことも心配されますので、私たちがしましては、前からさういふ方針はだん／＼漏らしてはおりまして、準備をさせておるつもりでございしますが、なお本法の施行後におきましても、三箇月間の餘裕がありますの

で、そういう期間に業者、また関係の労働者の團體等に十分話し合いをいたしまして、すでにこれは進駐軍勤務の場合に、むずかしいながらも、とにかく一應経験したことでありまして、十分関係方面にも御理解を得て、やつてまいりたいと考えております。

第二點でございますが、第四十四條には全然行つてはいかないとしながら、あの條文で許可のことが書いてあるという點でございます。これは一應四十五條に規定する場合を除くのかということ、四十四條では禁止しておるわけでございます。四十五條の労働組合がやります場合は認められてゐるわけでございます。従つてその四十五條で認められております例外的の場合につきまして、いろいろな許可の申請手續でございますとか、その他のごことがございまして、そういうものを四十一條で規定したのでございします。結局第四十五條に規定してございしますところの、労働組合法による労働組合が、労働大臣の許可を受けてやります以外は、全然これを認めないという方針でございます。

○山下(榮)委員 それでは一番先伺いました労働供給は、公共職業安定所だけで、今までの供給が完全に行われ得るという見通しでございますか。もつと増設しようというお考えがあるのですか。

○上山政府委員 公共職業安定所の数なり位置の點につきましては、失業保険法等の関連もございまして、再検討はいたしておりますが、大體今までの數で原則としてはやつていきたいと考えております。労働者供給事業の點につきましても、大體今までの數でやつ

ていけるのではないかと。かような見通しをもつております。

○山下(榮)委員 最後にもう一つだけ伺つておきたいと思つております。この法案を見ますと、大體労働者を雇う場合には、その事業場から通勤のできる範圍というところが書かれてあつて

戦時中にも労働者を雇う場合には一つ雇うブロックがあり、そのブロック以外に雇はざる場合は、當時は厚生大臣の認可を受けなければならぬという事情にあつたわけでありまして、それとやや同じことになるのではないかと想像いたしておるのであります。これらの事情はなか／＼そう簡単ではないのであります。たとえば私の働いておる久保田鐵工所におきましては、仕事の關係もあつて、仕事が非常に高熱のところ、そこで作業する關係から、寒いところに住んでおつた人は、なか／＼動機にくいという關係もありまして、案外着い方面に育つた、從來であつたならば沖繩、あるいは大島方面からの労働供給の方が多かつたのであります。法律でこういうふうに定めてまいらると、なか／＼そういうことが困難になつてまいらると思つております。従つて仕事にそういう關係で、着い方面からというところになります。と、古くからある者があつて、いろいろな縁故關係もつて来る人が相當あつて、それをさいわいにして、その方面に向つて、募集するという方法もつておるのであります。しかし新たにこういう法規が定められてまいるといふことになる、そういうようなことがなか／＼困難になつてくると思つておるのであります。しかし理想としては、ここへ書いてあるようにその事業

場に対して、通勤のできるところから労働者を求めるということが一番理想であり、いいことであると思われるのであります。しかしながらたとえば、私が住んでゐる尼崎に在住する者、その附近に在住する者は、なかなか仕事の通り好みをしまして、雇う労働というものは雇ひにくいのであります。そういう困難のあることもむろ／＼考慮に入れられて、これは作成されたものであらうと思つております。そういう需給困難になつたような場合におきましては、何か特別なことをお考えになるのであります。その邊を伺いたいと思つております。

○上山政府委員 ただいまの點はこの間の御説明にも申しましたように、一つの原則でございます。従いまして將來工場立地というようになことをお考えになります場合には、こういう原則であるということをお考え願ひたいと思つております。なお現在の事情としましては、工場がたゞさん集中してあります。大都市の附近等におきまして、一方今後失業者がど／＼出てくるというやうな状態になつたときを考へました場合、失業者がたゞさんいる、また食糧難はなほだしいというのに、ほかの事情が特にあればまた別でございますが、そうでない場合に、わざ／＼遠方から労働者を募集するよりも、まず地元で募集をできるだけしてもらいた

おります。極力こういう原則に副いますように努力してまいります。これは實際の運用につきましては十二分に彈力的に考へていきたい。かように考へております。

○加藤委員長 館君。

○館委員 ちよつと御質問いたしたいと思ひます。職業安定法が審議されておる場合に、完全雇傭の問題を取上げて言うのは、現在の經濟上の立場、あるいは現實の日本の立場から、めんどやなことであると思ひますけれども、ちよつと質問させていただきますか。それは、さきに政府當局から説明があつたごとく、たとえば土

建の雇傭關係については固定化してしまいたい、常備化してしまいたいということはわかるのですが、現在の産業の規模からいつて、安定所が完全に能力をあげて、そして現在の産業機構が包容しきれだけの人間を包容してしまつたという飽満状態、そういうことは技術的にはなか／＼あり得ないが、觀念的にまず飽満状態になつた場合には、就職者というものは全部きつてに固定してしまつて、従つてまた反面、失業者の固定というものが生じはしないかということをお考えられるのであります。そういうことになつてくると、現在の状態では安定所の働く限界というものは、非常に小さいものであり、というふうに考えられるのであります。これに伴つて職業安定所というものを、最も能動的に働かせる場合に、おいては、今後における産業の吸収力がどれくらいと御見當をつけておられるかということ、あるいは今後直ちに起きるだらう、現在も起きておるだらうと思はれる企業整備による失業者の

量、あるいは企業整備が目的とするところの、最後には産業を非常に擴張するのだ、産業を再建するのだという進行過程の状況、そういうものについて一つの希望というか、見通しをもつていないと、この職業安定所の活動というものが、非常に消極的なものに限られるやうに思はれる。そういう點について、今とにか／＼完全雇傭というところはなか／＼めんどやなものでありますけれども、そういう状態について非常に心配をしておるのであります。

それからもう一つ簡単に項目だけ申し上げますが、これに伴つて失業救済事業というものを政府が考へていらつしやる。この失業救済事業の範圍につき、ねとんど吸収される者は農村關係の失業者にのみ多くて、最も失業問題が深刻をきわめるであらうと思はれる都市失業者を吸収するやうな意味の救済事業が、見當らないやうな気がいたしますのであります。こういう點からいふと、だん／＼考へていって、職業安定法案によるところの活動というものが、きわめて消極的なものになつてしまつて、現實の事情からいへば、單に今盛んに唱へられておるところの、企業整備を遂行するための一つのカバ／＼として、これがやられるのではないかと、そういう印象を多分に受けるやうな気がするのであります。これについて御説明を願ひたいと思ひます。

○米窪國務大臣 お答えいたします。詳しいことは失業保険法並びに失業手当法の出たときにお答えしたいと思ひますが、大體職業安定法は、第一條にきめてあるその精神に副うて制定實施されると思つております。館さ

んの今御心配のような點も、もちろん政府としても考慮しておりますが、その影響を受けて職業安定所で扱う事務が固定化し、あるいは非常に縮小化するようなことのないように、公共事業の新設あるいは擴充とにらみ合わせ、政府は努めて就職の機会を失業者に與えるように努力したい、こういうふうに考えております。

○館委員 企業整備がだん／＼行われてくるということ、それから政府の施策として、やみ物資の取締りが非常に徹底することによつて、潜在失業者というものが非常に顕在になつてくる、その點を私は非常に心配するのであります。そういうことになつてくると、失業者の群というものは、今政府が考えておられるような数字でなく、もつと非常に大量になつてくるという心配があるのですが、これは安定所の問題ではないかも知れませんが、そういうことになつて、安定所がいよいよ忙しくなるということにはなりませんけれども、しかし安定所法の目的とするところの、就職を十分にいきわたらせるというには、まず／＼縁が遠くなるような感じになるのではないかと、さういふ點を考へるのであります。この資料によるところの数字でみますと、求人が非常に多くて、求職の率が非常に少ないという数字が出ておりますけれども、これも政府の附加されたいろいろの諸原因というもので、政府當局もわかつておられるのであります。うけれども、この企業整備なり、やみ物資の取締り、經濟機構の取締り強化ということによつて、求職の要求が與えられた表より以上に、今度ははなはだしく出てくるのじやないかという氣

がいたします。

○米窪國務大臣 御説の通り、企業整備が行われてくると、潜在化している失業者が顕在化する傾向はあると思つて、昨年度の職業紹介所の調査にのりますと、求職者が二百二十萬、これに對して求人者が三百萬以上でありまして、約八十萬ばかり求人の方が多し。これによつて成立した職業紹介は百二十八萬人でございますが、これはおそろく本年度は、政府の緊急対策が豫定の通りルートに乗つてまいりますと、相當の数字が逆轉するのじやないかということを考えております。従つて職業安定所は相當忙しくなるだらうと思つておりますが、まだ／＼職業安定所の働きによつて求職を與える餘地はあるといふ／＼に私は考へております。

○館委員 それからも一つお聞きしたかったのは、都市労働者の失業といふものについては、どうお考えになつていらつしやるか。たとえば失業救済事業を見ても、ほとんど土木方面のみの救済事業になつておまして、都市労働者、土木方面以外の労働者といふものに對する失業救済の方法が見當らないような關係になつております。○米窪國務大臣 その點は政府委員からお答えいたさせます。

○上山政府委員 昭和二十二年の公共事業といつたしましては、既定豫算では、既に前に大臣からも申し上げたて、豫算を編成いたしました當初の使用豫定人員といつたしましては、百七十一萬といふことになつております。もつともその後の豫算單價、特に實際賃金の高騰によりまして、この使用人員

は九十五萬の豫算では、六割ないし七割になるだらうと思つております。一應その當初計畫の百七十一萬という數字で申し上げますと、その中に、都市計畫關係といつたしまして六萬一千ばかりの人が使用されることになつております。それから、特に厚生省がもつておりますところの簡易公共事業でありますとか、知識階級の失業救済事業等によりまして十九萬三千ばかり吸収できる、かような計畫でございます。なおほかに、港灣でありますとか、住宅でありますとか、さういふものにつきましても若干は都市部で事業が行われたいふ計畫になつております。但し全體を通觀いたしまして、ただいま御質問にもありましたように、農村方面に多いことは御指摘の通りでございます。私たちがたゞいま、この九十五萬の豫算に對してある程度の追加豫算の計上を考へておりますので、その場合には、なるだけ、今まで農村の方に偏つておりましたのを、訂正するといふ方向で再検討をいたしております。

○館委員 この救済事業について今お話があつたので了解いたしました。大體この割振から見ますと、ほんとうに失業している労働者を救済するといふような、勞務の調整を非常にうまくやつてもらふと、大體農村だとか、普通の土産業者に使われておるところの、今度常備化すると言われた部類の日傭者、とにかく仕事をもつておる人、それらの労働者のみが食ひ物になるというふうな形が多分に考へられるのであります。これは、この表では使用人員も出ておりますから、申上げにくいのでありますけれども、大體こ

うような失業救済事業といふものは、おもに土木建築業者の方にのみ割振りされることでありまして、人間に對して割當せらるる豫算の監督と申しますか、さういふものを嚴重にやつていただかないと、非常に失業救済事業の目的を達しないという形が、去年度においても現われておるのであるまいかという氣分が多分にあるのであります。その點に十分な留意をしていただきたたい私は考へております。それからこれはこまかいことなおりますが、從來の職業紹介所が營利事業としてやつておつた、それを今後はすつかり改めるということでありまして、その場合において、この職業安定所の仕事をやる人、それを縣知事が選ぶとか、あるいはその他のことが委員會においても、さういふことがあります。お、その場合に最も注意していただかねばならぬことは、大體この職業紹介所といふものは、最初警察關係の指導訓練を受けておつたといふ從來の歴史から考へて、警官の古手どかといふものがよくこの土木建築業者の特殊な兼業の社會にいつてくる、あるいはまた特別に自分が職業紹介所をこしらへるといふようなことがあつたのであります。これが今年なり二年なりの猶豫期間において、それをやめさせるべくつとめておるといふことであります。それから人の行く場所が、またさうこの安定所の中に滑り込むといふような形ができたのでは、非常に困つた問題がでると思ひます。その點について十分なる考慮を拂つていただきたたいといふことをお願いいたします。

○上山政府委員 御質問の前後の件でございますが、公共事業は經濟の再建

の目的とともに、失業救済といふ大きな使命を帯びておるわけでございまして、ただ率直に申し上げまして、前年度等におきましては失業者が比較的表へ出なかつたといふような關係もございまして、失業救済の點では低調であつたといふような批評を甘受しなければならぬ面がございましたことを率直に認めるものでございまして、今後失業者も多く出るわけであります。私たちが眞に失業救済事業をしまして使命を果しますように、また御指摘になりましたような弊害がございせんように十分監督いたしたいと思ひます。

それから有料營利の職業紹介事業でございますが、有料營利の職業紹介事業としましては、今まで認められておりましたものも、今回三箇月の猶豫期間をもちまして全面的には禁止されるわけでございまして、ただ特殊の美術、音楽、演藝などの特別な技術を必要とする職業に従事する者の紹介事業だけを、特に労働大臣の許可をもちまして認めてまいりたいというわけでありまして、一般的には有料營利の職業紹介事業は認められないわけでございます。なお御質問の點は、あるいはさういふことも思ひのであります。が、無料の職業紹介事業につきましては、労働大臣の許可を受けて認めることに今度はいつしたのであります。その無料職業紹介事業といふ名義のもとにおいて、今までの御指摘の存在が事實上やつていくといふようなことを御心配になつてのことではないかと思ひのであります。さういふ點には十分注意いたしまして、第三十三條の無料職業紹介事業の認可につきましても、これは本省に權限をもつておりまして、

労働大臣が中央職業安定委員会の諮問を得て許可をするという慎重な手續で許可することになつておりまして、御指摘のことが萬々ないように十分注意をいたしていききたいと思つております。

○加藤委員長 河野金昇君。

○河野委員 問題は小さいけれども、具體的な問題を聴きたいと思ひます。国立病院における手のない、足のない、こゝろの不具者に對する職業補導、あるいは指導というものは、具體的にどうしようもないことをやつておられますか。

○上山政府委員 国立病院の傷痍者の補導の件でございますが、今度の新しい法律でうたつておりますように、補導にあたりましては、特にそういう特別の注意をいたさなければならぬものにつきます。特別に力を入れましてやつてまいる建前になつておるわけでございます。それで国立病院の傷痍者の補導につきましても、從來關係の部局と相談いたしまして、いろいろやつておるわけでございますが、率直に申しまして、今までまだ徹底しない點もございまして、こゝろの點は十分力を入れてやりたいと思つております。なおこの職業補導協會というのでは、九州に特に傷痍者の職業補導所をもつておりまして、こゝろの仕事をやつておるのでございまして、そういう方面の活動も一層今後促進しまして、こゝろの方面に十分力を入れてやつていききたいと思つております。

○河野委員 きのうは相模原の国立病院に行つてきたのでありますが、戦争が敗れて特殊の援助を受けようとは、彼らも思つておらないのでありま

す。あの中では義足や義手もつくつておりますが、義足なんか關節の曲るのと曲らないのでは、非常に本人にとつては差だと思ひますが、わずかに百萬圓の豫算を——現在厚生省であります、分れても兩方とも關連するから質問しますが、わずかに百萬圓の豫算を厚生省が認めてくれないために、曲る義足をつくるべきであるの、曲らないようなつべりしたものをつくつておるといふ事實をきのう見てびっくりしたのであります。いかに豫算のない今日といへども、あなた方がもう少し——それは戦争指導をした軍閥は悪い、あるいはあなたの先輩の官僚は無責任で、なつちやいなかつたでありますし、やういふけれども、それに踊らされたこの罪なき兵隊たちに、わずかに百萬圓の豫算を計上してやれないといふことは、あまりに親心がなれないと思ひます。事實を知つておやりにならないといふのなら、これは親心がなれない、あるいは知らずにたが下の方でそれを握りつておるものであります。これは無責任だと思つておるものであります。今度の追加豫算は出てしまつておると思ひますが、來年度は少くとも百萬圓や百五十萬圓くらゐのものは計上される御意思があるかどうか。たとえ労働省が獨立したとして、厚生省にいくが労働省にいくが知らぬけれども、こゝろの働こうとする意思をもつておる人たちに便宜を與えなければならぬと思ひますが、今年できないならば、來年計上される御意思があるかどうか承りたいと思ひます。

○米澤國務大臣 お尋ねの點は国立病院關係でございまして、これは厚生大臣と大蔵大臣からお答へすることが適當だと思ひますが、せつかくの御質問

でございまして、國務大臣の一人として、今河野さんのお述べになつたような事情であると思へば、まことにこれは國として、やはり責任を感じなければならぬと思ひます。この點は適當な機会に閣議等において厚生大臣、大蔵大臣、その他の關係閣僚に私からよく傳へして、少くともこの次の追加豫算には、御趣旨の點が實現するようにあつせんつもりでございます。

○河野委員 ぜひとも實現していただくようにお願いしておきます。それから職業補導のことです。やはり傷痍の人に關連してあります。非常な資材が足りない、設備が少なくて、もう體は大體治つて、早く世の中に出たいけれども、世の中に出た途端に、その人たちは食うに困るといふわけ

で、病院から出るのを、普通の労働者諸君が首を切られるごとくに戦々兢兢としておるのであります。自分にできる職業を身につけたいと思つても、資材が足りない、設備が十分のためにやれないといふことを歎いておるのであります。もう少しこれを殖やして、働く意思のある者には、その體の

適當な職業を授けるようにしていただきたいと思ひますが、すぐにでも實現していただきたいと思ひますが、お考えいかがでございませうか。

○上山政府委員 職業補導所の豫算といたしましては、先刻もちよつと觸れました公共事業の追加豫算もございまして、關係方面に相談しなければなりませんが、私たちがいたしましては、できるだけ努力いたしまして、最も近い機会にこちらの方の擴充ができ

ますように努力いたしたいと思つております。

○河野委員 傷ついた人が一番憤んでおるのは、目がつぶれたとか、足がなくなつたというよりも、むしろ手のなくなつた人が、一番に困つておるようであります。足がなくても手さえ間に合えば手でできる仕事がある。目が見えなくても何か仕事があるけれども、手のなくなつた者が一番困つておるのであります。しかもこの者に對して何ら職業指導、補導の途がないようではあります。こゝろの希望を與えるために、手がなくても、何らかの職業に、仕事につけるという光明を與えてやりたいと思ひますが、こゝろの手のない人に對して何らかの職業指導、補導のことでお考えがございませうか。

○上山政府委員 非常に専門的なことは、私不敏でよく存じないのであります。ある程度の手の障害に對しましては、やはり義手等の方法によりまして、相當の仕事ができるような研究もできておるうちに承知しております。なお具體的には十分研究いたしまして、できるだけ早くいふ人も、何かの職業につけてやりたいと思つて努力いたしております。

○河野委員 相模の病院は、ほかの障害の人には、たとえ少いながらも、職業補導が行われておるが、手のない人には何にも實はないのであります。院長に聞いてみても、また手のない人々に聞いてみても、何にも考えておつてくれない。また自分たちも考えてみても、なか／＼いいのが見つからない、こゝろ言つておるのであります。大將とか中將で手を失つた人は、これは

依然として恩給なんかと別なものを受けておるやうであります。兵隊でこゝろなつた者こそ最もみじめなものであります。労働者諸君が、あるいは市民諸君が、この戦争の犠牲を受けておる以上に、この人々は憤んでおるのであります。こゝろただ一片の答辭とせず、ほんとに親心をもちて手のない人にも何か生きる途を見出すように、われ／＼ももちろん努力いたしたいけれども、當局も積極的に考えていただきたいと思ひます。

もう一つ、この法文から少し外れるかもしれませんが、第三條に、労働組合の組合員であることを理由として、職業紹介や補導を斷つてはいかぬといふことをうたつておりますが、それは當然のことです。しかし最近往々にして、われ／＼が會社や官廳へ行つて働くことは、労働組合が勢力を得て來てからといふものは、會社で就職させようとしても労働組合の意向を聴かなければいかぬ、官廳においても職員組合がほとんど制限をもつておつて、大臣や局長といふものはロボットに等しいものだ、會社等においても重役部長はロボットに等しいものだといふやうなことを時々聴かれます。また具體的の例もあるものであります。労働組合員であることを理由として斷わることはもちろんいけません。同様に、労働組合の幹部諸君がこゝろまで乗り出してくるということも、これも行き過ぎでないかと思ひます。今後ますますこゝろの問題はあらゆる面において出てくると思ひます。たゞえはわれ／＼國會議員は國の許された豫算の中において、わずかの手當をもらつておるのであります。

が、ある組合の幹部諸君で、その組合から推されて代議士となつた人には、その組合の費用から毎日數百圓づつが支給されておるといふやうなことであり、あるいはこれは前吉田内閣の責任の一部であると思ひますけれども、労働協約に押しまゝくられて、労働協約にどん／＼官判に等しいものを捺してしまつたやうな傾向があるのであります。たとえば官廳なんかにおいても、五百人に一人の割合で組合の仕事専門にやる人をおくことができるという事を協約にうたつて、その協約に政府は判を捺しておられるようであります。そうすれば國鐵なり全通なりというところにおいては、何百何千という人が國の仕事に従事せずに、ただ組合の事業と組合の仕事に携はるることによつて、俸給を食んでおるといふ事實があるものであります。この第三條とは懸け離れるかも知れませんが、労働組合並びにその組合の幹部諸君が、こゝまでやるのが、今度の内閣においてもいいと思つておられるかどうか、前内閣はおそらくいいとは思われな。悪いと思つても、力なくしてだんだん押しまゝくられたと思ひますが、労働運動を正しく指導していただかなければならぬ今日の内閣において、ごういふ問題をどういふふうにご考へておられるか、これは米窪さんから聴きしたいと思ひます。

○米窪國務大臣 これはきわめて重要な點でございますが、第三條の精神は憲法の第十四條に通ずるものでございまして、何人といえども、いわゆる門地その他の特權的觀念によつて、政治上、經濟上、社會上の權利に何らの差別を與へないといふこの精神から來ておると私は考へております。従つて第三條においては労働組合員等の理由をもつて、完全なる職業紹介を受けることを拒んではいけない。だから労働組合員であるからという理由をもつて、特別な優遇を受ける權利があるわけ／＼は解釋しておらない。すなわち労働組合第一主義というやうな考へ方は、私は憲法の第十四條の精神からみても、これは行過ぎだと考へております。従つていわゆる民主主義というものは、その人たちが權利を享受するために、他の者が犠牲になるという事は、ほんとうの民主主義ではない。また労働組合運動からいつても、健全なる労働組合主義に背くと考へておるのであります。この點は河野さんの御趣旨をよく労働政策の基本的な觀念の上に織り込んでまいりた。い、ごういふぐあいに考へております。

○河野委員 どうぞ、いろ／＼な風が吹くかも知れないけれども、毅然たる態度で、ただ押しまゝくられるとか何とかいふ態度でなしに、あくまでも信念をもつて正しき方向に労働組合を指導していただきたいことを希望して終ります。

○館委員 今河野委員の發言の中に、労働組合から選ばれた代議士が、いろいろの特權をもつておるといふが、ごときお話がありましたので、これは座談のうちに一度お會ひして、十分に話をしてみたいと思ひ考へておりましたけれども、ごういふ公式の席上でありましたので、ちよつと辯解をしておきます。私は國鐵の労働組合から推されて衆議院に立候補し、當選をいたしてこに出てまいつたのでありますが、當選すると同時に國會法の規定によりまして、官吏であるがゆえにといふわけで、官吏の職を離れなければならないことになつた。二十八年ばかりの官吏生活といひましても、ほんの鐵道の一助役が最高の水準でありましたが、その生活においていただいたところの退職金は、わずかに四箇月しか食うに足らないところの退職金であります。しかしわれ／＼階級を代表するところの人間が、誰かが代議士になつて、われわれの言ひをゆる無産者の解放運動の先頭に立たなくちやいけないという意思が燃え上つておるのであります。その場合にそれを推しておるところの國鐵組合員が、後顧の憂いなくするために、われ／＼の年間生活費として五萬圓を給與したといふことを論議になつておるのであります。これは首になつた途端に、われ／＼はその日から家族が食うに困るのであります。現實の國民の大多數を占めるところの無産階級の人間が、今まで代議士に立ち得なかつたといふのは、ごういふところにあつたのであります。そこでわれわれは組織の力において、ごういふことをなからしむるために家族の給料としてそれを出しておるのであつて、それは決して労働道族であるの何のと、ごういふ觀念から出しておるものではないことを十分に御認識願ひたい。國民の大多數を占めるところのものの代表が、今まで議會に何人おつたかといふことを考へて願ひたい。何がゆえにそであるかといふことも十分にお考へを願ひたいと思ひます。いづれ後で組合の問題、その他の問題については、十分河野さんの理解を求めるところがあるだらうと思ひますけれども、

簡單ながらこれだけのことをお話いたしておきます。

○加藤委員長 ほかに質疑なり御意見なりのある方はございせんか。

○島上委員 私は今の河野さんの質問に關連して、自分の意見を述べ、さらに労働大臣の意見を伺つておきたいと思ひます。河野さんの質問の労働組合の幹部が雇主に對してくばしを入れるのは行過ぎではないかと一語と、労働協約によつて押しまゝくられて五百人に一人の組合専従者を認めたといふことは、これは間違ひではないかといふやうなことに對しては、御答辯がなかつた。それで米窪國務大臣は、この點に對してどのような御意見をもちておるか、私の考へを申し上げて伺いた。と思つてあります。

労働組合が労働協約によつて労働者の採用に關しては、労働組合との了解なしに行つてはいけないといふ労働協約を結ぶといふことは、これは當然の事だと思ふ。何となれば、在來資本家は高給な、給料の高い労働者をとるところに押し出すために、大して必要もないのに安い労働者を採用する。そうして高給労働者をとるところに押し出してしまふといふやうなやり方をしな／＼やつておるのであります。それを知つておる労働者は、労働組合をつくつた機會に、ごういふことを防止するために、労働者の採用については労働組合と協議の上行、すなわちほんとうに必要であるかどうかといふことは職場の労働者が一番よく知つておるので、ごういふ點協議の上採用するといふことを労働協約において協約するといふことは、これは當然の事だと思ふ。従つてごういふ協約がある

場合に、事業主がその協約を無視して勝手に採用するといふことは、これは労働協約の違反であつて、當然労働組合の了解を得た上で採用しなければならぬ。それは決して労働組合の幹部の行過ぎでもなんでもない。これに對してごういふふうにご考へておるか、伺いたい。

第二に、労働協約によつて五百人に一人の組合の専従者を認めたことは、これは労働協約によつて押しまゝくられたのであつて、正しくないといふ御意見であるよりあります。けれども、労働組合が今日法律上認められた存在であり、しかも日本の民主化のために、産業再建のために、健全なる労働組合の觀念といふことがきわめて必要であるといふことは、何人も認めることである。従つてその労働組合が組合の仕事をする際に、相當數の組合専従者が必要であるといふことも當然の事であります。そのときに組合の専従者が、その職場の労働者と關係のない外部の者が専従者となるか、それとも職場の中で労働者から選出された者が専従者となるかが適當であるかといふことを考へますならば、それは労働者の中から選出された現場の労働者が組合に専従することが最も正しいと思ふ。ごういふことを考へますならば、これまた労働協約によつて適當數の組合専従者を事業主が認めるといふことは、これはむしろ労働組合の健全なる發達を促すために必要でございまして、それが間違ひであるなどといふことは、私ははなはだしく認識不足だといふが、考へ違ひではないかと思ふ。五百人に一人が適當であるか、千人に一人が適當であるかといふ

ことについてはなお疑問の餘地があり
ますが、相當数の組合専従者を組合員
の中から組合員が適當であるとして選
舉し信頼された人々の中から専従者を
専業主が認めるという事は、これは
労働政務のために心ならずも、間違
であるとは思ひながら認めたのだとい
うものではない。そういう點について
この機会に問題が出ましたので、労働
大臣の見解をお伺いしたいと思いま
す。

○米窪國務大臣 この問題は、いわゆる
クロード・ショップを原則とすべき
か、オープン・ショップを原則とする
かという問題に結局は根本はなる。こ
の點についてはまだ政府としては、勞
働政策としてどちらがよいか、あるい
はその中間のユニオン・ショップがよ
いかという事は、まだ態度をきめて
おりません。従つて島上さんの御指摘
のような、そういうことを團體協約の
内容において、組合がそういうところ
まで入り得ることをきめてある場合、
あるいは経営協議會においてそういう
ことが許されておる場合においては、
その前提のもと、そういう條件のもと
においては私はよいと思ふのでありま
すが、これはいわゆるコレクティブ・
アグリメントという事でありますし
て、團體的協約でありますから、團體
ごとに事をきめることは私はよいと思
ふのであります。一人々々個々に立
入つていくことはいかに團體協約があ
つても、それは行過ぎではないか、一
人一人の資格その他のことについて勞
働組合員が、雇主にいろいろの意見を
述べていくという事については、あ
るいは少し行過ぎではないかというふ
うに考へております。また五百人に一

人という例の問題であります。これ
は健全なる労働組合からいつて、労働
組合の原則として労働組合の専任者
は、やはり労働組合費でもつて賄うべ
きがほんとうではないか。會社なり工
場の仕事をせずに、労働組合の仕事に
専念していく者の給與は、労働組合費
をもつて賄うのが健全なる労働組合主
義ではないかと思ひます。

○島上委員 労働組合費でもつて専従
者の給與を支拂うということについて
は、私も原則的にはそうあるべきだと思
ひます。ただし、かしながら組合員の
中から選出された人々が、その職場の
現業員として組合の仕事に専従するこ
うな事、もしそれが現業員として専
従することができないということにな
れば、その事業場をやめなければなら
ぬ、そういう點です。私たちは現場を
やめることなしに、現業員として組合
の事務に専任することが必要である、
こういうふうに考へてゐる。この専従
者の給與を會社が負擔するか、組合が
負擔するかという事については今は
過渡的な現象でございしますが、原則と
して將來は労働組合が負擔する、そう
いう點については私も思ひます。け
れども、現場の従業員として従業員の
地位をやめる、首を切られるとか、も
しくはやめるとか、いふ形で組合に専従す
ることは、組合の健全なる發達のた
めによろしくない。そういう點をお伺
したいと思ひます。

○米窪國務大臣 團體協約あるいは經
営協議會で、會社側及び従業員側との
話し合いにおいてそういう専従者が労働
團體のために、會社と協議していくこ
とが、労働團體というよりも會社に雇
われている者、従業員がいわゆるワ
ン・ブロックになつて能率を上げ得る
という點から、會社側がこれに賛成し
た場合においては、私は島上さんの御
意見の通りであります。これはあくま
でも會社側と協議して、兩者の間に意
見が一致した場合においては、おつし
やる通りの方法でいつていい、こうい
う場合に考へております。

○島上委員 この點は會社と協議の
上、賛成した場合にということとし
て、それはそれでいいと思ひます。け
れども、現在の状態はほとんどこの
労働組合においても、會社がそれを承
諾の上、現業員が組合に専任してゐる。
この現状を、私たちはこれによろしい
と思ふ、これではなければならぬと思
ふ。これをつまり今大臣が、將來のこ
とに對して會社との了解の上と言われ
たやうでございしますが、すでに會社が
了解を與へて現業員が組合の事務に専
念していく、この事實を私は正しいも
のとしてお認め願ひたい、こういう點
をお伺いしたいと思ひます。

つたので、ものを申し上げるべきでな
いと私は考へておつたのであります
が、この労働協約の問題、あるいは五
百人に一人をどうする、あるいは國鐵
なら國鐵の給與をもらつておきな
が、組合事務の専任者を置くというよ
うな問題については、その個々の労働
組合とその相手方の経営者、あるいは
資本家との兩方の自主性にまつたとこ
ろの協定によつて、現實的に解決され
てゐるのでありますから、これはもう
労働組合が押しまくつたとか、あるい
は資本家がこたえたというやうな、單
純な考へで述べられたのでござい
たのであります。このへんの労働法
規なり、あるいは今日まで来たところ
の、明治、大正、昭和を通じての労働
階級が、いかなる状態にあつたかとい
う御研究なりその他を十分にやられた
ら、ここでこういうふうなあらわに取
上げられるやうな筋合ひのものをなかつ
たと思つておつたのであります。この
點十分最初の發言者において考へてい
ただきたいと考へるのであります。専
任者の問題でも、結局経営者が押まく
られたのではなく、極端に言うなら
ば、國鐵の労働組合、あるいはその他
の労働組合をして、正常な道を誤ら
しめぬがために、かえつて現業にお
る者を組合の専任者にするというこ
とは、最もよく鐵道の事情を理解した者
を専任者にするという事は、これは
経営者にとつても最も大事なことであ
ります。それを鐵道の現業にあらざる
者をひつぱりこんで組合の指導部にす
るとか、いろいろなことがそれから派
生して發展するのであります。當局の
考へるやうな健全なる労働組合とい

ものは、どういうふうな考へておられ
るか知りませんが、とにかくそういう
ことは望み難いと思ふのであります。
いろいろの派生する問題が起きてくる
だらうと思ひます。もちろん組合の自
主性からいつて、組合の経営は組合が
負擔する。日本の労働組合は自主的
にいつておりながら、専任者は爲政者か
ら、または経営者から金をもらつてお
る、きわめて非自主的ではないかとい
う批評もあります。現段階において
はやむをえぬことであるとも考へられ
ますし、また別途の考へ方をもつてい
くと、これが日本の現状として當然
のことであると思ひます。ここでこれは
論議すべき筋合ひでなく、これは組合と
経営者側との兩方の自主的立場によつ
て十分に協議してでき上つた労働組合
の協約権、それを尊重していけばこと
足りるのではないかと私は思ひます。
非合法的にこしらえたのではなく、勞
働組合法というものが立派にあつて、
それに引續く關係法規によつて動
いておるのが組合である。それ以外に
一歩も組合は活動しておらぬというこ
とを認識していただきたい。決して組合
の活動は非合法でもなければならぬで
ない。全部法令なり政令なりに基いて
の活動であるという事を十分認識し
ていただきたい。また経営者側にお
いても、政府當局においても、大體組合
の問題については、決して組合から非
合法的に壓迫されたり、またその立場
において法令から擁護されていなく
いうやうなことはない。兩方とも皆一
つの法規に基いて、その法規に擁護さ
れながら兩方が折衝しておるといふこ
ともよく認識していただきたいと思
ひます。

○河野委員 言葉じりをとらえるわけでは、ありませんから、一言言葉じりをとらえませんが、なにもただ思いつきで言った問題じゃないのであります。日本の労働組合、敗戦後の日本労働組合のあり方、また今館君ですか、昨年の國鐵争議以来の日本のゼネストの傾向なんかを考へまして、私たちはただ、敗戦によつて組合が權利を得た、權利を得たがために、その權利をあくまでも行使していくんだという態度ではなしに、もう一遍日本の労働運動、労働者のあり方というものを、日本の國情と照し合せて眞剣に考へてもらいたい、と、絶えず思つておるものであります。日本の労働組合が正しく發達するためには、米盛さんもおつしやつたように、相手方から給料をもらつたり手當をもらつたりしておつて、それで正しい形で労働組合運動ができるかどうかは疑問に思つております。議論はありましようけれども、私はそう思つております。過渡的の現象とおつしやるけれども、それは労働組合の組合費によつて賄えないような小さな職場なり、何かにおいては専従者をおくほどの必要もなからうと思ひます。何千何萬とおるような職場において専従者をおくのは、もちろんそれはその仕事に携つてゐる人の中から選ぶことはよいけれども、選ばれて組合の仕事に専任することになつたならば、もちろん私は國からなり會社からなりの給料というものは遠慮して、組合員自身が盛りあげていくのが當然だと思ひます。いすれ何かの機会にこういふ問題はまた論議にならうと思ひますけれども、決して組合の選出の方々が考へておられるように、ただ思ひつ

きで言うのではなしに、眞剣に日本の労働組合、労働運動のあり方を考へて私の發言であります。單なる言葉じりをとらえることは、この場合私も遠慮しなすけれども、ほかの方がとらえられるならば、いつでもつと問題を開いていつてもよいと思ひますが、これはわれ／＼の中心目的とははずれるのでありますから、これで遠慮します。日本の労働組合が正しく發展するためには、自主的に、他からい／＼なものを得ずに、自分の力において發展していけることを私は望む一人であります。

○原(情)委員 職業安定法案がえらいところへ發展したやうであります。先刻の米盛國務相の答辭はまつたく労働運動に對する御理解があるという點におきまして、まことに共鳴をするところであります。組合は組合の費用をもつてこれを負擔するといふことは、これは當然なことだと思ふのであります。しかるにいろいろの問題がありまして、國鐵のごとき各組合運動に對して、國費を費してゐることを、まことに大なるものがあるといふことを私は認識するのであります。一回電話をかけてもいくらかとるかといふことははつきりわかる。おそらくあの争議に多大の國費を費したことに對しては、まことに遺憾千萬だと私ははつきり申し上げます。この點につきましては、いかに辯解せられましても、この問題の辯解は成り立たないとはつきり明瞭にここで申し上げておきます。今河野君が、他の方面におきましてもど／＼と展開して、この問題を究明したいことがあるといふ言外には、大きな國費を費したといふ問題があるだらうと思

うのであります。組合の健全な運動は、組合の自主性によつて立つといふことはもちろんのことでありまして、かかるに國會に出て自分の生活費を五萬圓ずつ一年にもらつてゐるということ、を、今明白に述べられました。私は驚いたのであります。家族の手當を組合からもらつて國會議員に出されておる。これをいふかしくも思つておられぬやうな代議士が今御發言になりましたが、私はまことに遺憾とするところでありまして、將來かくのごとき自主性をなくした代議士の輩出につきましては、われわれは一大反對をしていきたいと思ふのであります。自由黨の立場といたしましても、かくのごとき労働者の面のひとつのやりくりに對しましては、斷々固として排撃したいと思ふのであります。これだけは明確に申し上げたいと思ひます。いつかはこれもはつきりした態度をとりまして、自由黨としての發表をいたしたいと思ふのであります。今日はただ希望條件といたしまして、すべて労働組合は自主性によつて立つていけ、こういうことを希望として申し上げておきたいと思ひます。

○加藤委員長 今の問題は、原君もつと誤解があると思ふので、委員長として申し上げる。國鐵の組合の仕事をしておつた人が議員に出られて、やはり組合の仕事をするのです。これはあたかも労働組合以外の何かの會社なり、組合なりに職業をもつておられる人が、今までは常務であつたものが、あるいは非常務になるというやうな關係で、やはり今まで自分の所屬しておつた團體なり、會社も一つの團體ですが、そういう職業をそのまま維持されるのです。ある意味からいけば、今ま

では鐵道員として、官吏として國家から月給をもらつておつて、組合の仕事をやつておつたのであるが、今度は官吏として國家からの給料はなくなつたために、組合の仕事に専任するわけでありまして、從つて組合からの月給もしくは手當という意味で、組合から支給されるので、これは組合自主性の上には何も關係のないことでありまして、ちやうど、もしあなたが今まであなたの會社の重役で常務取締役をやつておられたならば、常務としては組合の仕事でいろ／＼差しかえるから、普通の平取締役になるということと同じ意味でありまして、その點はちよつとあなたの誤解があつたかと思ひますから、ほかの點は別ですが、ただ給與關係だけのことはそういう關係です。その點誤解のないやうにしたいと思ひます。

○原(情)委員 そうしますと、今の五萬圓ははつきり組合から生活費として出しておるといふのは間違ひないですな。

○加藤委員長 間違ひないです。それではほかにきようは御質疑ございせんか。前田君のは法制局長官もしくは商工大臣に對する御質疑でありますから、この次に出席してもらひやうに手配してあります。

ほかに御質疑がなければ、次會は公報をもつて御通知することとして、今日はこれをもつて散會いたします。

午後零時十三分散會

昭和二十二年九月十七日印刷

昭和二十二年九月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局